

○湯川村空家改修事業補助金交付要綱

平成26年1月6日告示第2号

改正

平成26年10月1日告示第47号

平成29年1月20日告示第7号

平成29年5月9日告示第36号

令和2年4月1日告示第23号

湯川村空家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湯川村への定住を目的に空家の改修を行おうとする者に対して、予算の範囲内において湯川村空家改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年湯川村規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、湯川村への定住促進を図ることにより、魅力ある村づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 湯川村内に所在する建築物等若しくはこれに付随する工作物であつて、現に使用されていない常態のものをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 所有者 空家の登記名義人をいう。ただし、未登記建築物にあつては、固定資産税台帳に所有者として記載のある者とする。
- (4) 施工業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に定める建設業の許可を得た者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請した日において、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達している者
- (2) 空家を自己の居住を目的として購入又は賃借した者、若しくは2親等以内の血族及び姻族により居住する権利を取得した者

- (3) 現に村内に住所を有していない者又は村内に住所を有して1年を経過しない者
- (4) 補助金に係る改修工事を行う空家に、補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する意思のある者

(5) 市町村税等に滞納のない者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、住宅の機能向上のために行う改修工事で、次に掲げる内容のものとする。

(1) 屋内（水回り、内装等）の改修工事

(2) 屋外（屋根、外壁等）の改修工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、前条で定める補助対象工事に要する工事費とし、次の経費を含まないものとする。

(1) 備品購入費

(2) 仮設トイレ等の設置費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 この補助金の交付は、同一建築物につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、空家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて村長に提出しなくてはならない。

(1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(2) 入居予定者全員の住民票

(3) 改修に係る見積書の写し

(4) 改修予定箇所の現況写真

(5) 市町村税等の納税証明書

(6) 賃貸借契約のときは、所有者の改修工事承諾書（様式第2号）

(7) 2親等以内の血族又は姻族が空家を購入又は賃借したときは、親族関係を証明する書類

(8) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空家改修事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更又は中止しようとするときは、空家改修事業補助金変更等承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更)

第11条 村長は、交付決定者から前条の規定による変更又は中止の承認申請があったときは、その内容を審査し空家改修事業補助金変更等承認決定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空家改修事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る契約書の写し
- (2) 改修工事に係る領収書の写し
- (3) 改修工事に要した経費の明細書の写し
- (4) 改修後の写真
- (5) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 村長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合は、当該報告書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、空家改修事業補助金確定通知書(様式第7号)により速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに空家改修事業補助金交付請求書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求があったときは、請求額が適当であることを確認のうえ補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金に係る改修工事を行う空家に、第8条で住民票の提出のあった全ての人が補助金の交付を受けた日から1年以内に入居しない若しくは引き続き5年以上居住しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 交付決定者は、村長が補助金の交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、村長の定める期限までに、取消しに係る補助金について返還しなければならない。

3 第1項第3号の規定により補助金の交付決定を取消す場合において、返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、村長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年10月1日告示第47号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月20日告示第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月9日告示第36号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第15条第3項関係）

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

